

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第百九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により 昭和三十年五月二十日から、日野郡

日野上村及び山上村を廃し、その区域をもつて新たに
はくなん
伯南町を置く。

なお、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
第百七十七条第一項の規定による伯南町の人口は五、六
四三人である。

昭和三十年四月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

鳥取県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十八条第七項の規定により、八頭郡河原町外九箇村農業委員会が
ら申請のあつた農地等の交換分合計画を次のように認可した。

昭和三十年四月二十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

遠

藤

茂

農業委員会名

申請年月日

認可年月日

備

考

八頭郡河原町農業委員会

昭和三〇、三、二五 昭和三〇、三、三一

前の八頭郡河原町農業委員会の申請に

係るもの

河原町

安部村

八東村

三、二六

三、二三

三、二五

西伯郡西伯町

氣高郡勝谷村

西伯郡山上村

賀野村

大和村

日野郡山上村

西伯町

河原町

鳥取県教育委員会委員長 三木順治
一日時 昭和三十年四月二十六日 午前十一時
一場所 鳥取県教育委員会 会議室

一議題 教員人事について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年四月二十二日

雑報

鳥取県警察本部告示第一号

道路交通取締法施行規則第二条の規定による緊急自動車指定要領を次のとおり定める。

昭和二十八年十二月八日國家地方警察鳥取県本部告示第二十号（緊急自動車指定要領）は廃止する。

昭和三十年四月二十二日

鳥取県警察本部長 神田亘

緊急自動車指定要領

この要領は、公布の日から施行する。

第一号様式

緊急自動車指定申請書

申請者、住所、氏名
(法人の場合はその代表者)

車の用途

自動車の種別、年式、番号

緊急自動車としての装備状況

右緊急自動車として指定下さいますよう車輛検査証の写を添えて申請いたします。
（註）本申請書は所轄警察署を経由すること。
本申請書には車体検査証の写を添えること。

第三条 第一条の規定による申請書は所轄警察署長を経て提出しなければならない。

は第二号様式の指定書を交付する。

第二条 前条の申請により緊急自動車の指定をしたときは第二号様式の指定書を交付する。

鳥取県警察本部長殿 年月日 右氏 名印

第二号様式

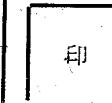
緊急自動車指定書

住所氏名生年月日

車の用途

自動車の種別、年
式、番号緊急自動車として
の装備状況右緊急自動車として指定する。
年 月 日

鳥取県警察本部長



(註) 本指定書は指定を受けた自動車に常置しておき
係員の要求があれば直ちに提示しなければなら
ない。

発行日 火、金

印 発行者 島取市 東町
刷 所 島取縣島取市東町 取
縣 印 刷 所

正誤

昭和三十年四月一日鳥取県条例第十二号中誤植があるの
で次のとおり訂正する。

頁段行誤 正

7	4	3	2	下	三	給料ヲ受クル者	給料ヲ受クル者
"	"	"	"	上	一	準ス・キ者	準ス・ヘキ者
"	"	"	"	一五	一七	受ケルコト	受ケルコト
"	"	"	"	八	一八	第十六条の第一項中 傷痍疾病	第十六条第一項中 傷痍疾病